

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>に関する特例)</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。） 第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。<u>以下同じ。</u>）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>）を基準該当生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>については、適用しない。</p>	<p>(<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>に関する特例)</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。） 第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）<u>又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）</u>（第111条第1号において「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）<u>又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）</u>（同号において「<u>指定小規模多機能型居宅介護等</u>」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項<u>又は</u>第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この条及び同号において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）<u>又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第</u></p>

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を25人以下とすること。

(2) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により

171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）  
(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。第111条第1号において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第97条の規定によ

基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。

(2) [略]

附 則

1～3 [略]

(地域移行型ホームの特例)

4 平成24年3月31日までに入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第41号）第1条の規定による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等をいう。以下同じ。）を行う者として知事が認めた者で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に指定共同生活介護の事業等を行っているものについては、第198条第1項（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活援助の事業等（指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業をいう。以下同じ。）を行う場合に限り、施行日以後においても指定共同

り基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。

(2) [略]

附 則

1～3 [略]

(地域移行支援型ホームの特例)

4 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第198条第1項（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

生活援助の事業等を行うことができる。

- 5 前項の規定に基づき指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第198条第2項から第9項まで（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第198条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の提供期間）

- 6 地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）を提供してはならない。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

（1） 当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第2項第2号の規定により同条第1項に規定する計画で定める区域をいう。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が、事業を開始する時点において当該計画で定める当該区域の指定共同生活援助等の必要な量の見込みに満たないものであること。

（2） 当該病院について、当該共同生活住居の入居定員の数以上の精神病床（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。）の病床数の減少を伴うものであること。

- 5 前項の規定に基づき指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第198条第2項から第9項まで（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第198条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

- 6 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

- 7 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

7 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

8 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の12において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第6項に定める期間内に附則第7項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行型ホームに係る協議の場の設置）

9 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共

8 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

9 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の12において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第7項に定める期間内に附則第8項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

10 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に当該地域移行推進協議会に活動状況を報告し、当該地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

11 地域移行支援型ホーム事業者は、その設置する地域移行支援型ホームが所在する市町村が設置する法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共

同生活住居として指定共同生活援助事業を行っていた者に関する特例)

10 [略]

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業者の員数に関する特例)

11 [略]

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例)

12 [略]

13 [略]

14から17まで 削除

(平成18年4月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

18 [略]

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

19 第199条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

20 第199条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7

同生活住居として指定共同生活援助事業を行っていた者に関する特例)

12 [略]

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業者の員数に関する特例)

13 [略]

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例)

14 [略]

15 [略]

(平成18年4月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

16 [略]

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

17 第199条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

18 第199条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7

号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) [略]

21 [略]

(平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

22 [略]

23 [略]

(平成18年10月1日以前から指定宿泊型自立訓練の事業を行っている事業所に係る設備の特例)

24 [略]

号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) [略]

19 [略]

(平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

20 [略]

21 [略]

(平成18年10月1日以前から指定宿泊型自立訓練の事業を行っている事業所に係る設備の特例)

22 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。